

生駒市条例第 28 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 4 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条ただし書を削る。

第 5 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 7 条ただし書を削る。

第 15 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 23 条第 1 号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児 1 人について 9, 310 円）」を削り、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号ウ中「（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児 1 人について 3, 570 円）」を削り、同条第 2 号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児 1 人について 6, 650 円）」を削り、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号ウ中「（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児 1 人について 2, 550 円）」を削り、同条第 3 号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児 1 人について 2

、 6 6 0 円) 」を削り、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号ウ中「(世帯内に未就学児がある場合には、未就学児 1 人について 1, 0 2 0 円)」を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3, 9 9 0 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6, 6 5 0 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 1 0, 6 4 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 3, 3 0 0 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 5 3 0 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 5 5 0 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 0 8 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 1 0 0 円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者 (以下「出産被保険者」という。)が属する場合におけ

る当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該
出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額
に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて
得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割
額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割
額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被
保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間の
うち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第
1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3
号において同じ。」の次に「及び」を加える。

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場
合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特
定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第2
7号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなけ
ればならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第3項から第5項まで及び附則第7項から第14項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条に2項を加える改正規定（同条第3項に係る部分に限る。）及び第24条の2の次に1項を加える改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。